ポータルサイト「すみのえ情報局」

団体利用登録申請書

すみのえ情報局 サイト管理者

住之江区役所

ICT・企画担当課長 あて

| | | 令和 | 年 | 月 | 目 |
|-------------------|---|----|---|---|---|
| 団体名 | | | | | |
| 団体所在地 | ₸ | | | | |
| フリガナ 代表者の役職・氏名 | | | | | |

ポータルサイト「すみのえ情報局」の団体利用登録について、次の書類を添えて申請します。

確認事項 (確認されましたら、□にチェックを入れてください。)

□ 当団体はポータルサイト「すみのえ情報局」運営要綱第5条に規定する登録の要件のいずれにも該当しています。

(参考) ポータルサイト「すみのえ情報局」運営要綱第5条

- (1)次のいずれかに該当する団体であること
 - ア 住之江区内で活動を行う市民活動団体
 - イ 住之江区内で社会貢献活動を行う企業等
 - ウ 住之江区を所管する行政機関等
- (2)団体の活動の目的が条例第2条第1号イからエに掲げる内容に該当しないこと
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)並びに暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員 をいう。以下同じ。)の統制下にある団体でないこと
- (4) 法令や公序良俗に反する活動を行っていないこと
- (5) すみのえ情報局に登録する自らの団体に関する情報を定期的に更新するなど、常に最新の情報を発信する意思を有していること
- (6)この要綱の規定を遵守すること

【添付書類】

- 1 利用登録団体概要書(様式第2号)
- 2 団体の規約、会則又は定款
- 3 団体が行う市民活動・社会貢献活動内容がわかる書類
- 4 その他管理者が必要と認める書類
- ※ 住之江区長の認める地域活動協議会、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、行政機関 等については、2・3の添付を省略することができます。